

古葉略類聚鈔の系統に関する一考察

著者	田中 真由美
雑誌名	國文學
巻	61
ページ	33-40
発行年	1984-11-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/5425

古葉略類聚鈔の系統に関する一考察

田中真由美

一 はじめに

平安朝歌人が、複雑な構造に成る万葉集の歌を実作に役立てるためには、題毎にまとめられた類聚本が不可欠であった。藤原敦隆の編集といわれる類聚古集が当時必携の書となっていたのはそのためである。しかし時代が下れば、それさえも不備なことに気付き、もっと使い易い形式に改めようとする動きが起こって当然だといえる。

類聚古集は往々にして同じ標目が何巻にもわたって分散している。例えば「衣」は巻八・十二・十三・十六の四巻に、「露」は巻三・四・五・十二の四巻に分けて載せられている。また、歌順が万葉集のままでないため、索引としての役割を果たさない。これらの不便を解消し、かつその別提訓の不正確を正そうとして成ったもの

が、春日日本万葉集の発見された春日若宮の神官中臣家に伝わる古葉略類聚鈔である。

橋本進吉氏はその複製本の解説の中で、類聚古集との関係について触れ、両者の間に組織の違い（歌体による区別の有無、部立の有無）、体裁の差（別提訓と傍訓、漢字本文に対する態度の相違）、内容の相違（同じ標目内の所収歌の違い、重出歌の有無、本文・訓の相違）があることを挙げ、

古葉略類聚鈔は、単に類聚古集の体裁をかへ歌の順序を改めただけのものではなく、新に組織をたてて親しく萬葉集について類聚したものであつて、類聚古集は、その部類を定め題目をえらぶに当つて参照したに過ぎない。（中略）即、略類聚鈔は類聚古集を参考して作つた新たな独自の著作である。

と言われた。

これに対して吉永登氏は論文「古葉略類聚鈔考」(國語・國文 昭和二年三月)「万葉―通説を疑う」(所収)において、組織体裁の違いをもって両者の關係を論じることの意味がないこと、同一標目内の所収歌の違いは古葉略類聚鈔編者の部分的な改変の結果であることを述べ、古葉略類聚鈔は類聚古集の再編成と見るべきことを強調された。橋本氏が類聚古集から古葉略類聚鈔への転換に万葉集そのものが必要であったことを説かれるのに多少強引な点があったのに対して、吉永氏は克明にその行き過ぎを修正された。

氏の論中で最も説得力があるのは古葉略類聚鈔の配列に関する考察である。古葉略類聚鈔において一八の歌の左注が二五・二六の左注に誤られていること、上野國歌である三四〇五が上総國歌になっているいきさつ、「海人」所収歌の順序の乱れ、これらはいずれも類聚古集の配列に起因するものであることが証明されていて、古葉略類聚鈔が類聚古集の再編成に過ぎないという主張は十分に納得できるものである。

しかし吉永氏も歌の本文・訓に關しては類聚古集と關係づけることに消極的である。同論文の中で、「古葉略類聚鈔の編者は、類聚古集の訓を一応注意していることは認められても、原則としては採用していない」と言われる。ところが、吉永氏が配列の乱れを指摘された「海人」所収歌の中の六首も詳しく見ると、その内容が類聚

古集と一致していないことがわかる。類聚古集の配列をそのまま受け継いでいるものうちでも、類聚古集にない訓が加えられたと思われる部分がある。例えば、

1670 古 朝開 アサヒノヒラキ 榜出而我者湯羅前釣為海人平見反将 ハヤシラノマヅリニシテウラニツリスルアマヲ □

類 あさはらげこきいてしわれをゆらのうらにつりするあまを ハヤシラノマヅリニシテウラニツリスルアマヲ

みにかへりこむ

1715 古 楽浪之平山風海吹者釣為海人之袂変所見 ハヤシラノマヅリニシテウラニツリスルアマヲ

類 さなみやひらやまかせのうみふけはつりするあまのそて

かへるみゆ

など、その一例である。

だからといって、古葉略類聚鈔のもとになったのは現存中山本と違う系統の類聚古集であったと想像することもできない。なんとすれば、小島憲之氏の論文「萬葉集古写本に於ける校合書入考―仙覚本にあらざる諸本を中心として―」(國語・國文 昭和一六年五月号)に既に明らかにされているように、古葉略類聚鈔の校合書き入りの八割以上に中山本の訓が残っているからである。

吉永氏は、古葉略類聚鈔のもとになった本を、同じ春日若宮の神官、中臣家に伝わっていた春日本であると推定される。これを信じ、かつ類聚古集とも配列に特異な共通点が見出だされることを考え合わせると、古葉略類聚鈔は、類聚古集をもとにした略類聚鈔の作成

↓本文・訓の春日本への置き換え、という二重の手順を経ていると考えられる。しかし類聚古集のもととなった敦隆本は既に失われ、春日本の系統はなお不明である。古葉略類聚鈔の次点期における他本との位置関係はどう解すればよいか。残る次点本のうちから春日本、冷泉本および細井本巻四・五・六との関係を見てみたい。

二 他本との関係

〔春日本〕 春日本はもと春日懐紙切と称して断簡が伝わっていたが、その後かなりの分量が出現し春日本と呼ばれるようになったものである。しかし残念ながら万葉集歌を写した紙面の文字がしばしば削り去られているため、その本文・訓の確かめられない箇所が多い。これと古葉略類聚鈔の両方が存しているのは、巻五・六・七・八・九・十・十三・十四・十九・二十のそれぞれ一部分で、訓に關して計算すれば四六四句である。

そのうち、両者の間に關係を認め得る端的な例を古葉によって示せば、次のようなものが挙げられる（「古一」「古二」は古葉に重出した歌の本文・訓をさす）。

三〇〇

古一 淀浦榜將會

古二 ウラニコキアハム

念のために言えば、古一の訓は類聚古集に一致し、古二のそれは

春日本に同じ。

三〇六

古一 水手出吉之

古二 水テ出雲之

念のために言えば、古一の「吉」は春日本とのみ共通、訓も春日本のそれに同じ。古二の「雲」は類聚古集とのみ共通、ただし類聚古集の訓は異なる。

これらは春日本と類聚古集の両方の形を残そうとした例である。また、春日本の誤りを類聚古集によって正した例もある。

一五六 ユキシカリカネ

この古葉（本文なし）の訓は類聚古集のそれに同じく、春日本では「ユクカリカネヲ」となっている。

四三三 佐々己呂由加牟

これは類聚古集に一致し、春日本では「佐々己呂由加牟」とある。

四三三 等之能乎奈我美

これも類聚古集に一致し、春日本には「トシノヲナカク」となっている。

この種の、古葉略類聚鈔の編者が春日本の訓を捨てて類聚古集に従ったものはこの他にも十例拾い上げることができる。なお、本文についても概ね同様で、春日本の誤りを類聚古集によって正す傾向が認められるが、今は省略に従う。

〔冷泉本〕 冷泉本は書写年代は近世初期かといわれているが、巻一の大半が現存する零本でさまざまな点で注目すべき点の多い古写本である。古葉略類聚鈔の歌で巻一のそれが存するものと冷泉本とを比較調査した結果、両者の間に興味ある共通点が数多く見出された。

古葉略類聚鈔が寛永版本と違った訓を付け、それが孤訓でないのは六三二句中九六句で、そのうち四五句が冷泉本と一致している。これは諸本中最も比率が高いもので、次いでは神田本の四一句が続く。この神田本は時として同一歌を重出することがあり、その中で特に注目されるのは五二の藤原御井歌である。ところが、古葉略類聚鈔もまたこの歌を重出しており、その点からも両本の関係が密接なことが知られる。しかし古葉略類聚鈔との共通点が独自のものである場合が、冷泉本の一三句に対し神田本二句であることを考える時、本文において特殊な共通点を持つとはいえず、訓も同様に比例するとは限らないことがわかる。

以下古葉略類聚鈔と冷泉本のみが共通する訓一三例すべてを古葉によって示そう。冷泉本に多少の異同があってもこれのこととわらない。なお、上の数字は国歌大観番号、() 内に示したものは寛永版本の訓である。

一 ワレコソキシカ (ワレコソヨラシ)

二 カモメタチタツ (カマメタチタツ)
三 アツサユミノ (第八句) (アツサノユミノ)
以上は他本の訓がすべて寛永版本と一致するものである。

二 アハレクニソ (オモシロキクニソ)
三 イリタチノ (イヨセタテ、シ)
五 シメサムトセハ (ウラナケヨレハ)
一三 クモノヒヨヲシト (ウネヒヨヲシト)
一六 ハルユキクレハ (ハルサリクレハ)
一七 ミハナタムヤクスヨ (ミサケムヤマヨ)
同 ナサケナクモノ (コ、ロナキクモノ)
同 カクシサフヘシヤ (カクサフヘシヤ)
二六 アメハフルラシ (アメハフルトイフ)
二九 ヲホシメサムカ (オホシメシテカ)

以上は他本に別の訓があるものである。これらの中で一の「ワレコソキシカ」、二の「アハレクニソ」、五の「シメサムトセハ」などは特に注目すべき例である。

底本の訓と異なり、他の二本以上と共通訓を有するのは六三二句中六五句で、そのうち神田本三九句、冷泉本三三句と、今度は小差で順序が逆転する。これは冷泉本に訓を附せざる歌が何首かあるからで、もし冷泉本のそれら無訓歌に訓が附いていたならば恐らく神

田本を凌ぐことになっていたらう。ただ、訓を附けない歌があるのも次点期における重要な特徴の一つであるということを考慮するならば、やはり全体的に見て神田本が最も古葉略類聚鈔に近いと言つてよく、冷泉本とは特に珍しい訓だけを共通して持っているように思われる。

なお、四八・四九の二首を続けて書いているのは古葉略類聚鈔と元暦校本、そして冷泉本の三本だけである。この歌は類聚古集に残つておらず、また春日本もないため確定的なことは言えないが、古葉と五二の藤原御井歌の重出という共通点を持つ神田本がこの四八・四九を続けて書いていない事実はやはり注目すべきことと思われる。

〔細井本〕 小稿において「細井本」と称するものはその巻四・五・六の非仙覚本系に属するといわれるものをさし、他の十七巻の仙覚寛元本系のそれをささないことを断つておきたい。細井本巻四・五・六は冷泉本と同一系統と言われているが、古葉略類聚鈔との関係においても、果たしてそう言えるだろうか。

結論から言えば、冷泉本を見た時のような顕著な類似は細井本には見出だせなかつた。細井本巻四・五・六と古葉略類聚鈔の二本のみが有する共通訓は数も少なく、内容も冷泉本の時のような特異なものも少ない。例えば、

四三 タヒネニタレカ(タヒノヤトリニタカ)

四四 シノハレストモ(シノヒカネツモ)

四五 タキノユカイハノ(タキノトコイハノ)

四六 カセフカハ(カセフケハ)

四七 ツチニヲチメヤハ(古葉「ハ」の上に「モ」を重ね書けり)

(ツチニオチメヤモ)

四八 フカクソメテシ(フカクソミニシ)

などがそれであるが、あるいは数においてさほど多くないのは、巻一に比べて長歌が少ないこと、一字一音の仮名書之歌が多いことも関係があるかも知れない。

三 系統調査

ここで更に広い角度から古葉略類聚鈔を眺めてみることにする。なるべく客観的な比較をするために、歌を句毎に分け、それぞれに二桁の数字を記号として付け、次のように示すことにした。

一の位は古葉と比較本との関係を表す

0 …… 同訓

1 …… 異なる(比較本の訓が孤訓)

2 …… 異なる(他本にも同じ訓がある)

十の位は次点本全体の中における古葉の位置を示す

0 ……無訓

1 ……諸本すべて同じ

2 ……古葉の訓が孤例（他の諸本間に揺れがない）

3 ……古葉の訓が孤例（諸本間に動揺あり）

4 ……比較本が唯一の共通本（揺れなし）

5 ……比較本が唯一の共通本（諸本間に動揺あり）

6 ……比較本の他にも共通本あり（揺れなし）

7 ……比較本の他にも共通本あり（諸本間に動揺あり）

このように記号を定めた上、まず古葉の訓を分解して0 10 20 30 40 50 60 70のいずれかを付し、他本には一の位を0 1 2に変えて行く、従って同じ1でありながら十の位が2のときと7のときとは、評価が異なる。十の位が0 1 2 3であることは系統を見分ける鍵にはならない。従って4 5 6 7が十の位のときの一の位の推移によってある程度系統の判定が可能と考えられる。

このようにして次のような調査結果が得られた。数値は百分比を示す。

元 類 神 細 西

① 11 15 14 15 4

② 27 19 27 24 59

右の①は同系統率を示し、古葉と一致するもののうち十の位が4

・5・6・7である割合。②は異系統率を示し、古葉と一致しないもののうち十の位が4・5・6・7である割合。

右の調査の結果、注目すべき本は細井本であることがわかった。同系統率が類聚古集と同じく15%、異系統率が二番目に低い24%である。春日本、ひいては古葉略類聚鈔は細井本系の本ではなからうか。

細井本と同系統とされる冷泉本（巻一）の古葉と共通句の数は前にも言ったように六三二句であり、そのうち40 50 60 70に当たるものが四五句あって、諸本のうち最も多い。これほど多くの共通点を見るのは冷泉本の他にはない。

春日本と細井本との間には特徴ある共通点がある。それは八八三の第四句までの部分である。寛永版本によって示せば、

於登爾吉岐ヲトニキク目爾波伊麻メニルハ太見受タミウケ佐容比サヨロヒ賣我ウレ必カ禰布理ニフ伎等キトフ敦吉トクキ民萬タチマン
通良楊滿ツヨウヤウマン

とあるのを春日本は

ヲトニキク……ヤマヒメカヒレフリトトフ……

としている。これは細井本の

オトニキク……ヤマヒメカヒレフリキトフ……

と同じである。「オトニキク」の訓はこの他には古葉略類聚鈔の書き入れにしか例がない。「ヒレフリキトフ」は他の次点本に例がな

く、「ヤマヒメ」はこの二本のみに存する珍しい訓である。

また、吉永氏が先掲論文の中で春日本の誤りとされた九〇九の第二句「シラユフハナノ」(原文「白木棉花」)も、春日本と細井本だけの訓である。

このように、冷泉本と細井本とが同系統であること、そして春日本の内容をほぼ受け継ぐ古葉略類聚鈔が冷泉本と極めて近く、細井本との関係も密接と思われること、この二点から、私はこれら三本は同系統に属すると考える。

それでは古葉略類聚鈔の訓は、類聚古集、春日本および細井本・冷泉本、これらの範囲内だけですべて説明できるだろうか。実は必ずしもそうではない。例えば、次の如きである。

三五 名告藻者 類「なのりそは」。春「ナノリソハ」。

三七 イロくニミユル 類「いろにみゆるは」。春「ニシキニミユル」。

これらに該当する冷泉本系の本がないため、確言できないが、少なくとも類聚古集・春日本と異なる訓がこのように見える。

巻六の九〇七・九一三は長歌で金沢本・類聚古集に訓がなく、元暦校本も他巻にあるような別行平仮名の訓を付していない。ところが、古葉には次のように訓がある。

九〇七 瀬上之御舟乃山尔水枝指四時尔生有刀我乃樹能彌繼制尔萬代

加是二三知三芳野之嬉給乃宮者神柄香貴得有柄鹿見欲得有
山川乎 清々諾之神代徒定 家長思母

九三 味凍綾丹之敷鳴神乃音耳聞師三芳野之真木立山湯見降者川之
瀬毎開來者朝霧立夕去者川津鳴奈利紐不解客尔之有者吾耳為
而清川原乎見良久之惜蒙

その傍線を施した部分は元暦校本の代緒の訓が存する部分で、これらはすべて一致する。この元暦校本の代緒書入訓に対して先程の調査を行うと、本文傍の書入訓で同系統率42%、異系統率22%、別行の書入訓では同系統率50%、異系統率24%と断然高い。いわゆる元緒と古葉略類聚鈔との関係もまた無視できないものがある。

古葉略類聚鈔は久しい間、埋もれた本であった。恐らく、類聚古集並びに春日本以外からの影響は受けなかったものと考えられる。もし古葉略類聚鈔中に、現存する類聚古集・春日本以外の訓が紛れ込む余地があったとすれば、次の二通りの場合が想像される。

A 類聚古集にも時代とともに変化が起きており、現存のものには古葉略類聚鈔編者の見たものとは異なるものであったのではないかと。

B 現存する春日本が反故裏に書かれていることと考え合わせ、古葉略類聚鈔のもとになった原春日本と称すべきものが別にあつたと考える。

Bであるとすれば、原春日本からの書写はよほど乱雑で、一首全体の訓を脱しても一向気に留めなかつたということになる。これにはやはり無理がある。

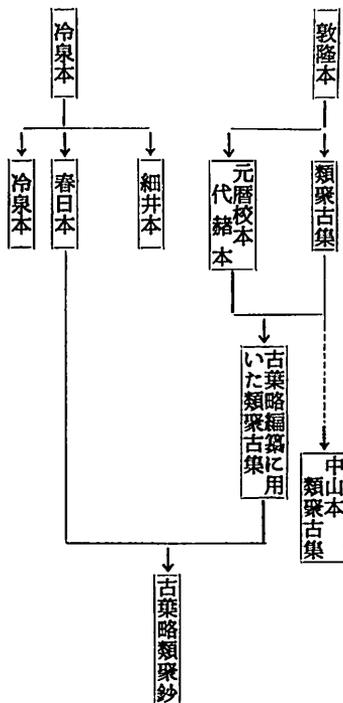
従つて私はAを選ぶ。古葉略類聚鈔のように編成替えをする程の改変は行わなかつたにせよ、類聚古集を所有する諸家において何らかの改変が進行していたのではないかと考えることは不可能でない。古葉略類聚鈔は恐らく現在の中山本とは別の類聚古集によつたものであろう。その類聚古集には元暦校本代緒本からの訓が補われ、現在古葉略類聚鈔だけが有する特殊な注文や、作者別入歌数などが附加されていたと想像できるのである。

小島憲之氏の先掲論文には「代緒本と神田本は同一系統であると推定して然るべきである」とあり、また「消極的ながら代緒本と類聚古集とが結ばれはしないか」ともある。古葉略類聚鈔が神田本ともよく一致する理由がこれで納得できるのだが、この系統の根本にある敦隆本に最も近いはずの類聚古集が訓を附けない歌にまで代緒訓が及んでいるのは不審である。同氏の論文に「代緒本は類聚古集の底本とも言ふべき敦隆本と同じ流れも汲み、他本との校合が行はれ、ここに所謂代緒本が成立したのではあるまいか」とあるのにより、敦隆本より出、更に他本との校合に

よつて補足された代緒本の訓が類聚古集の中に入り込んだものと考える。

四 ち す び

以上が古葉略類聚鈔の系統に関する私の考えである。これに基づいて系統図を次に挙げてこの稿を閉じることとする。



附記 小稿を成すに当たつて、木下正俊・神堀忍両先生の御指導を頂きました。厚く御礼申し上げます。